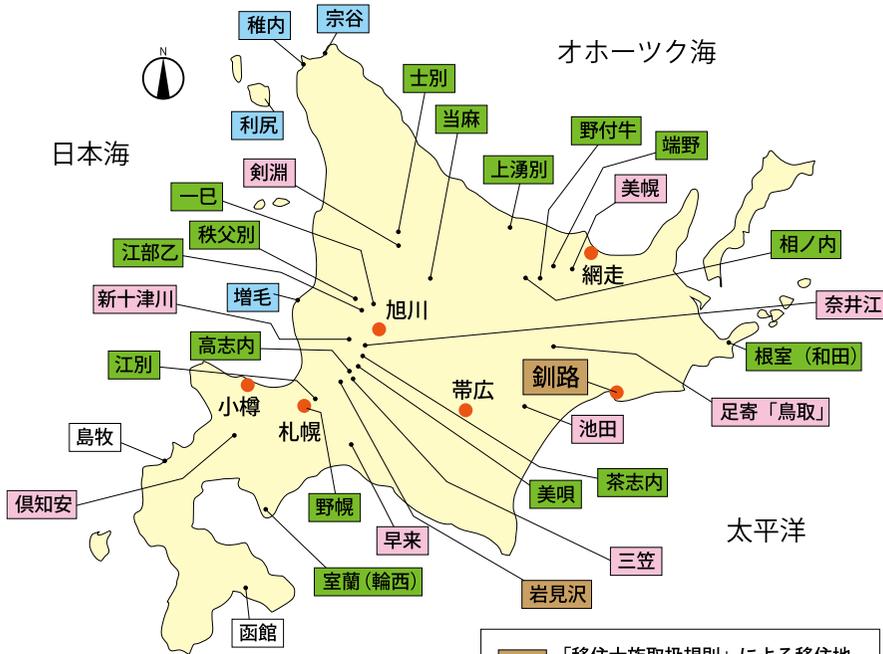


近代

第12章 近代国家の成立 1. 明治維新と富国強兵 (2) 四民平等

鳥取県人の北海道開拓移住



「移住士族取扱規則」による移住地
 屯田兵による移住地
 漁業従事者による移住地
 農業従事者による移住地
 その他
 ※剣淵は屯田兵も入地している

鳥取県人の主な移住地
「鳥取県人の北海道移住」
平成10年度公文書展「鳥取県人の北海道移住Ⅱ」
鳥取県立公文書館

鳥取県再置後初代県令として赴任した山田信道は、鳥取士族の士族授産のために、2,000戸を北海道へ開拓移住させようとした。

また、明治政府も、札幌・釧路・函館の3県に、鳥取士族のために「移住士族取扱規則」の制定をさせた。明治17・18年には釧路と岩見沢に105戸ずつが移住、その後は、「屯田兵」として移住した。鳥取士族の移住は、容易に帰れない北海道に送り出すことで、北海道の開拓と士族授産の名のもとに難治県の鳥取士族の解体を目指したものであった。



山田 信道★
(鳥取県立公文書館蔵)

解説

■初期の鳥取士族移住のあゆみ

明治12年	鳥取士族5人が渡島国亀田郡に移住(北海道移住の嚆矢)
〃	福島県*安積開拓移住(鳥取士族67戸)(*現在の郡山市)
明治14年	鳥取県再置→鳥取県令山田信道 鳥取士族の救済策
明治17・18年	釧路(明治17・18年)、岩見沢(明治18年)移住

明治期の鳥取県人の北海道移住 2,926戸(14,301人) *岡村吉彦氏推計

■鳥取県から北海道への移住類型と移住地など

(1) 士族移住

- ①グループ移住…渡島国亀田(森島・平木・山田・藤岡ら5名)
- ②「移住士族取扱規則」による移住…釧路(明治17・18年)・岩見沢(明治18年)

(2) 屯田兵移住

- ①士族屯田…江別・野幌・東和田・西和田・室蘭(輪西)兵村など
- ②平民屯田…高志内・茶志内・美唄・当麻・江部乙・秩父別・士別・一巳・端野・野付牛・湧別・相ノ内・剣淵兵村など

明治23年に平民にも応募資格が広げられたので以後の屯田兵は平民屯田という。(士族屯田229戸、平民屯田135戸、計364戸は石川、山形、宮城県に次いで4番目に多い) *小山推計。
(屯田兵村は道内に37あり、全国から7337戸が移住し入村した。)

(3) 農民移住

- ①団体移住…足寄・美幌・鹿追・三笠・美唄・剣淵
- ②(華族)農場等小作人…池田農場(池田町)、山陰移住会社農場(倶知安)

(4) 漁民移住

- 利尻・稚内・宗谷・留萌・増毛など

(5) 再移住地

…早来(岩見沢から)・陸別(江部乙から)・津別(池田から)

※明治17・18年に賀露港から出発し、釧路に移住した鳥取士族は、「鳥取村」をつくり、のち釧路町と合併して「釧路市」となる。昭和38年には、鳥取市と釧路市は姉妹都市となる。また、明治2年に鳥取士族が郡山市郊外の安積開拓に移住した縁で、2005(平成17)年、郡山市と鳥取市は姉妹都市になった。
(担当:小山富見男)

参考資料

- ・鳥取市『新修鳥取市史 第4巻 明治/政治・経済篇』(2014年)
- ・『鳥取県人の北海道移住Ⅱ』平成10年度公文書館展 鳥取県立公文書館
- ・鳥取県「新鳥取県史資料編 近代5 行政2・社会・宗教」(2018年)

★の写真は教育活動以外での無断利用や転載を禁止します。